

市長等の措置に係る通知書

(市民自治部)

2021年12月24日監査執行

No	指摘事項	措置の状況	改善又は 検討の目標 年 月 日
1	<p>委託料の執行は適切か (市民窓口センター)</p> <p>①再委託の承諾手続きが取られていない。</p> <p>(戸籍総合システム改修作業業務)</p> <p>戸籍の附票の写しへの記載項目変更に係るコンビニ交付システムのインターフェイス変更に伴う改修及び附票アプリケーション新規導入に伴う改修作業について、受託者から再委託承諾願いの申請がなく承諾手続きが取られていない。</p> <p>(戸籍副本データ管理システムサポート業務)</p> <p>戸籍副本データ管理システムに関する問い合わせ対応及び調査対応について、受託者から再委託承諾願いの申請がなく承諾手続きが取られていない。</p>	<p>再委託業務については、受託者より再委託承諾願の提出を求め、承諾の手續(通知)を行った。</p> <p>今後の執行については、委託事務着手時の打合せの段階、または責任者届や作業計画書を提出させる段階で、作業工程ごとの担当者を受託者と共有し、再委託該当の有無を確認するようにする。</p> <p>また、「契約事務等進行管理表 兼伝票執行管理表」に再委託の有無を入力する欄を追加し、すべての委託契約について受託者に再委託の該当有無を確認するよう運用を変更した。</p>	2022年 1月13日

市長等の措置に係る通知書

(市民自治部)

2021年12月24日監査執行

No	指摘事項	措置の状況	改善又は 検討の目標 年 月 日
1	<p>施設の目的外使用許可は適切か (明治市民センター)</p> <p>①市民センター長の決裁のないまま使用許可決定を行っているものがある。</p> <p>行政財産の使用許可決定について、本来管財課の合議を経て決裁責任者である市民センター長の決裁をもって行うところ、その決裁を確認しないまま行政財産使用許可決定通知書を作成し、通知している。</p>	<p>行政財産の使用許可決定にかかる関係書類については、修正を行った。 再発防止のため、公印管守者及び公印取扱責任者を含む複数人で申請書を確認の上、行政財産使用許可決定通知書を作成するよう、業務記述書兼リスク管理表に追記をしたとともに、藤沢市事務決裁規定に基づいた、市の意思決定としての決裁の重要性について、課内会議で周知を行った。 今後は、事務手続きに遺漏がないよう、業務記述書兼リスク管理表の手順に従い、一層の徹底を図る。</p>	2022年 1月5日

別記様式（第17条関係）

市長等の措置に係る通知書

(市民自治部)		2021年12月24日監査執行	
No	指 摘 事 項	措 置 の 状 況	改 善 又 は 検 討 の 目 標 年 月 日
1	<p>委託料の執行は適切か (遠藤市民センター)</p> <p>①再委託の承諾手続きが取られていない。 (庁舎管理等業務)</p> <p>業務委託契約書第7条に基づき、受託者が業務の全部又は一部を第三者に委託するときは、あらかじめ市の書面による承諾を得る必要があるが、庁舎管理業務に定める「モップ整備」について、受託者から再委託承諾願いの申請がなく承諾手続きが取られていない。</p>	<p>再委託業務については、受託者から再委託承諾願の提出を求め、承諾の手続（通知）を行った。</p> <p>今後の執行については、業務計画書・従事者名簿等の提出時に、再委託の有無について受託者に確認を行い、提出物の決裁時にはチェックリストを添付し決裁者が確認できるように事務手続きを変更する。</p>	2022. 2. 2

市長等の措置に係る通知書

(市民自治部)		2021年12月24日監査執行	
No	指 摘 事 項	措 置 の 状 況	改 善 又 は 検 討 の 目 標 年 月 日
1	<p>施設の目的外使用許可は適切か (湘南大庭市民センター)</p> <p>①行政財産の目的外使用に係る使用料の算定に誤りがある。 (飲料自動販売機設置、受託事業従事者の事務所及び詰所)</p> <p>当該目的外使用の申請は、いずれも館内の使用申請であり、その使用料については藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例第3条第1項第2号により算定するが、その計算に用いる当該建物の建築面積に誤りがあった。使用許可の計算に使われている建築面積は建物本館のほか、別棟にある陶芸室の建築面積(35.39㎡)が含まれ1,926.40㎡としているが、目的外使用許可に係る建築面積は使用している建物の建築面積で算定するもので、陶芸室の建築面積(35.39㎡)を除いた1,891.01㎡が正しい。(ただし、受託事業従事者の事務所及び詰所の使用料については免除しているもの。)</p>	<p>「飲料自動販売機設置」については、使用者に経緯を説明し、次のとおり変更手続きを行った。</p> <p>1. 行政財産目的外使用料の還付決定通知 2022年1月4日 2. 上記通知に基づく還付請求 2022年1月4日 3. 還付命令起票 2022年1月4日 4. 還付金支払予定日 2022年1月19日 5. 公有財産台帳の変更通知(管財課長) 2022年1月4日</p> <p>「受託事業従事者の事務所及び詰所」については、使用者に経緯を説明し、次のとおり変更手続きを行った。</p> <p>1. 行政財産使用許可決定通知及び行政財産目的外使用料減免決定通知の変更について(通知) 2022年2月4日 2. 公有財産台帳の変更通知(管財課長) 2022年2月4日</p> <p>なお、今後、許可決定時には、根拠条例等の確認を必ず行い、起案文書に数値の根拠となる資料を添付し決裁者が確認できるように事務処理を適正化する。</p>	2022年 2月4日